

空き家の改修費用、 家財処分費用を補助します！

空き家バンク利用促進補助金



全国的に“空き家”は増加の一途をたどり、本市には2,000軒以上の空き家があります。だれも居住しない期間が長くなると、建物の損傷だけでなく、庭木の繁茂、ごみの不法投棄、悪臭、害虫の発生など、衛生・治安あらゆる面で住環境の悪化につながります。本市では、市内の空き家の利活用を促進させるため、一定の要件を満たした場合、空き家の改修、または家財の処分等に補助金を交付します。

○対象となるかた

次のいずれかに該当するかたが対象です。

- 空き家を所有している方で、物件を空き家バンクに登録しているかた
- 空き家バンクに登録された物件を購入、または賃借したかた

○ 補助の内容

	対象経費	補助率・上限額
● 改修工事補助	居住部分の改修工事の費用(※1) (50万円以上のものに限ります。)	補助率:5分の1 上限額:30万円(※2)
● 家財処分等補助	居住部分の家財処分等の費用(※3、4)	補助率:2分の1 上限額:10万円

※1 改修工事は、市内事業者が行うものに限ります。

※2 物件を購入、または賃借したかたが申請し、次の条件を満たした場合は上限額を引き上げます。

パターン① 移住世帯、子育て世帯のいずれかに該当する場合 40万円 (10万円の引き上げ)

パターン② 移住世帯、子育て世帯のいずれにも該当する場合 50万円 (20万円の引き上げ)

※3 家財処分等は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた市内事業者に限ります。

※4 特定家庭用機器再生商品化法(家電リサイクル法)で規定される特定家庭用機器廃棄物は対象外です。

◆ 特定家庭用機器廃棄物とは…エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目です。

○ 注意事項

- 補助金の申請は、同一の物件につき、改修工事、家財処分等それぞれ1回限りです。
- 空き家所有者と利用者が3親等以内の親族の場合は対象となりません。
- 補助金の申請前に行った改修工事、家財処分等は対象となりません。

○ お問合せ先

企画推進課 企画政策係(市役所2階)

TEL 0996-73-1214(直通) メール kikaku@city.akune.kagoshima.jp